

赤磐市地域公共交通計画調査業務仕様書

1. 業務目的

赤磐市では、「人とまちをつなぎ、暮らしを支え続けるみんなの公共交通」を基本理念に、平成31年2月に赤磐市地域公共交通網形成計画（以下、「網計画」という。）を策定し、公共交通の確保維持を推進している。

全国的に、自家用自動車への依存の高まりや人口減少が進む中、バスや鉄道利用者が減少し、路線バスや鉄道の減便・廃止等、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している。さらに長引く新型コロナウイルスを契機に、感染抑制のための利用減少に加えリモートワークなど新しい働き方が浸透するなど生活スタイルも変容し公共交通の維持は容易ではなくなっている。

本市においても例外ではなく、市民生活の確保・維持のために市民の通勤・通学・買い物・通院等に考慮し、地域の特性に合わせた利便性が高い持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題となっている。

本業務は、令和5年度に期間満了を迎える網計画の実績や評価を踏まえ、地域の特性に応じた生活交通の確保を推進するとともに持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、後継計画として令和2年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法により策定が努力義務化された、公共交通のマスタープランとなる「赤磐市地域公共交通計画」の策定のために必要となるデータの整理・分析・考察を行い、計画案策定支援等を目的として行うものである。

2. 事業主体

赤磐市地域公共交通会議（会長 橋本 成仁）（事務局：赤磐市総合政策部政策推進課）

3. 業務場所

赤磐市内全域

4. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 業務内容

業務内容は下記を想定しているが、詳細については提案事項とする。

(1) 地域特性の整理

下記項目を例に、赤磐市の地勢や土地利用、高齢化などの人口動態、医療施設や商業施設・公共施設・観光施設等の立地状況と日常生活圏の形成状況を7地区（旧4町の旧来地区・桜が丘西地区・桜が丘東地区・山陽団地）ごとに整理し分析を行う。

- ・地区別の人口（年齢別）、人口密度、将来人口、商業施設、医療施設等の分布状況
- ・地区別の移動実態（買い物・通院・通勤・通学等の日常生活での移動）
- ・バス停エリア内の交通弱者の状況（高齢者、学生、免許の有無等）

(2) 公共交通等の実態把握及び移動ニーズの把握

赤磐市内の公共交通の運行形態、利用状況の推移や特性等について把握し、分析を行う。

- ① 網計画に基づく、令和3年度実績について評価・検証を行う。
- ② 上位計画や関連計画、関連施策等の把握、整理

第2次赤磐市総合計画や第2期赤磐市まち・ひと・しごと創生戦略、赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（令和2年3月改定）、赤磐市都市計画マスタープランなどの上位・関連計画との整理を行う。現在、策定を進めている立地適正化計画を踏まえ、コンパクト+ネットワークに資するまちづくりの考え方との整理を行う。

③ 市民アンケート調査の実施

網計画と比較検証（総括）するとともに、新たなニーズを把握すべく「市民アンケート調査」を実施する。

【配布想定】 15歳以上の市民、市内全域、計3,500部

【回収想定】 回収率30%（1,050部程度）

【内容想定】 属性、日常移動情報、主な移動手段、公共交通ニーズ、バスの問題点・改善要望、ICカード活用等、その他コロナを契機にした移動行動の変容など

ア. 受託者は、市民アンケートの内容について、日常の移動実態や公共交通の利用状況、問題点・改善要望などを把握する。網計画策定時のアンケートと比較できるように内容も含める。本事務局と協議の上、決定する。

イ. アンケート調査表は郵送による配布・回収またはインターネットで実施する。

印刷、封筒調達、封入、調査票データの入力作業、集計結果の分析を行うものとする。

なお、アンケート様式の作成・配付・回収に係る費用は受託者の負担とする。

④ バス利用実態調査

・調査対象

宇野バス、市民バス、広域路線バス

・調査目的

バス停別乗降者数、利用状況（属性、目的等）を把握する。

・実施方法

調査員によるカウント、利用者による聞き取りヒアリングを実施する。

⑤ 関係者ヒアリング調査

・調査対象

交通事業者（バス事業者、タクシー事業者など）

庁内関係部署（保健福祉部、教育委員会など）

その他関係者（医療機関、商業施設、移動販売事業者など）

⑥ 新たなサービスの提供について検討

交通系ICカードや二次元コードの導入によりキャッシュレス化に加え、先進技術を活用し、高齢者はもとより、幅広い利用者にとって使いやすいサービスの提供について検討を行う。

(3) 公共交通に関する問題点・課題の整理

上記（1）、（2）を踏まえて、赤磐市における問題点・課題の整理を行う。

また、赤磐市の公共交通のあり方について検討するため、必要に応じてフィールドワークやワークショップにより意見を収集する。

(4) 基本方針の検討・整理、計画に位置付ける事業の検討

上記（3）を踏まえ、課題の解決に向けた生活交通に関する基本的な考え方及び赤磐市にとって効果的な公共交通体系の再構築に向けた方向性のとりまとめ、計画に位置付ける事業の検討を

行う。

(5) 会議等の運営支援

赤磐市地域公共交通会議の開催に係る打合せ及び毎月定期打合せ、資料の作成、会議の運営補助（出席・説明等）、議事録の作成等を行う。

業務打合せ及び業務とりまとめ（報告書の作成・電子データ）を行う。

(6) その他

計画策定全般に関して必要な業務の支援や交通政策への具体的な提言をする。

(7) 成果品

①調査報告書としてまとめる（各種調査集計・分析結果及びその関係資料一式）（A4版、2部）

②検討資料一式 2部

③①、②の電子データ（CD-ROM、2枚）

6. 参考資料

- ・赤磐市地域公共交通網形成計画
- ・赤磐市民バス路線図及び時刻表

7. 業務に必要な書類等

(1)業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ・技術者等届
- ・委託業務着手届
- ・業務計画書

(2)業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ・委託業務完了届
- ・成果品

8. 業務履行の確認

関係書類に基づき検査担当職員の検査を受けるものとする。

9. 支払条件

支払予定日は検査担当職員の検査を受けた後とする。

10. 成果の帰属

本業務における成果は全て赤磐市に帰属するものであり、本協議会の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

11. 個人情報の保護

業務に関して知り得た個人情報は、すべて赤磐市が保有する個人情報であり、赤磐市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。また、業務完了後は、電子データを含む個人情報のすべてを赤磐市公共交通会議に提出するものとする。

12. その他

- ・ 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上、出典等明記する。
- ・ 業務に関する調査並びに計画検討については、手法や内容について十分に協議し進めること。
- ・ 委託者は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議し、委託者の指示の下業務を円滑に遂行することとする。